

防犯カメラ設置と肖像権侵害

鈴木 麻美

昨今、防犯上の安全のために、様々な場所に防犯カメラが設置されている。平成 21 年 3 月末時点で警察が設置した防犯カメラ台数は、10 都府県で 363 台に達している。商店街、コンビニエンスストアなど私人による防犯カメラについては、具体的な台数は把握されていないが、数百万台に上ると言われている。

防犯カメラには犯罪抑止効果があると実証されている一方で、防犯カメラの撮影による肖像権の侵害が訴えとして提起されている。そこで、本研究では、防犯カメラの設置及び撮影・録画等に関し、近年の裁判例及びそれについての解説を考察することを通じて、肖像権の適切な保護範囲を検討することを目的とする。

肖像権とは、みだりに撮影をされない権利（撮影の拒絶）撮影された写真、作成された肖像を利用されない権利（公表の拒絶）であると説明されている。肖像権は、日本では明文化された権利ではなく、憲法 13 条が定める幸福追求権を根拠に、判例法理によって承認されている。初めて肖像権の権利性を承認した判例は、最判昭和 44 年 12 月 24 日（京都府学連デモ事件）である。

私人による防犯カメラの場合は、撮影及び録画、録画した映像を提供する行為について、違法性阻却事由をどのように定めるかが問題となっている。銀行や商店街、コンビニエンスストアなどの私人が防犯目的でカメラを設置する場合には、撮影者と被撮影者は共に私人であるため、撮影による双方の利害を調整し、撮影を認めるか否かを判断することになる。これについては、明示的なガイドラインがないことから、撮影等の必要性など個別の事情から判断するのが妥当であると思われる。ただし、防犯カメラの設置目的を超えたビデオテープの提供については、慎重に判断をするべきである。

一方、公権力による場合は、犯罪発生時及び犯罪発生後における証拠保全目的での撮影、犯罪予防目的の撮影それぞれの場合についての判断基準が争われている。また、それぞれの場合における録画の有無が問題となる。

犯罪発生時及び犯罪発生後について、犯人特定のための撮影は、被撮影者の許可を得て行うことが非現実的であることから、被撮影者の意思に反して撮影が行われるとしても、捜査目的達成のためであれば、止むを得ない側面はある。ただし、必要な最低限の撮影であること、及び、被撮影者の自宅などの個人的な空間を撮影しないことが求められる。

犯罪予防目的での撮影及び録画については、犯罪発生後と比較すると緊急性が低く、監視カメラ設置の必然性は認められない。少なくとも東京高判昭和 63 年 4 月 1 日（山谷地区監視カメラ事件）と同等の判断基準が必要であるとともに、厳格な運用が求められる。

（指導教員 石井夏生利）